

## 「中部産CO<sub>2</sub>クレジット」ロゴマークの使用にあたって

ここでは、「中部産CO<sub>2</sub>クレジット」を創出するプロジェクト実施者、認証されたクレジットの活用者、及び「中部産CO<sub>2</sub>クレジット」の普及・促進につながる取組を行う者等が、「中部産CO<sub>2</sub>クレジット」ロゴマーク（以下、「マーク」と言う。）を使用する際の留意事項等をまとめています。

- ・「中部産CO<sub>2</sub>クレジット」とは、愛知、岐阜、三重、富山、石川の5県から生み出された、J-クレジット、または国内クレジットをいいます。
- ・マーク使用は、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業）（以下、「委託事業」と言う。）の一環で制度の利用促進に沿った取組を対象とします。趣旨に反するものは使用できません。
- ・マークの使用料は無料です。
- ・マークに関する一切の権利は、中部経済産業局にあります。
- ・マークの使用にあたっては、デザインを縮小、または拡大することはできますが、縦横比率の変更、文字の消去、色の変更等は認められません。なお、マークをモノクロ印刷する場合は、色の変更にはあたりません。
- ・マークを商品・サービスに利用する場合、カーボン・オフセット対象以外の商品・サービスには使用できません。また、不当景品類、及び不当表示法、その他の法令を順守し消費者に誤解を与えるような表示は認められません。
- ・中部経済産業局が、マークの使用について不適正と判断した場合、使用者に対してその使用の中止、または改善を求めることがあります。
- ・プロジェクト実施者、クレジット活用者がマークを利用されたい場合、またマーク使用に関してご不明な点がある場合等は、中部経済産業局エネルギー対策課に電話（052-951-2775）、またはメール（bzl-chb-enetai@meti.go.jp）で問い合わせください。